

火山噴火予知連絡会幹事会議事録

日 時 昭和60年5月17日(金) 10時00分～12時00分
場 所 気象庁地震火山部会議室(7階)
出席者 会 長 下鶴
幹 事 久保寺, 加茂, 谷川(定道の代理), 水野(重藤の代理), 鈴置
オブザーバ 金口(文部省), 古橋(気象庁)
事務局 田中, 横内, 安藤, 小宮, 岩下

議事に先立ち、会長から前回3月2日の幹事会の内容が報告された。

I. 幹事会の運営要領について

主な意見には次の様なものがあった。

- 幹事会の重要な任務は、緊急時に連絡会が開催できないときに、必要な措置を行なうことである。
いままでも、阿蘇山、有珠山、御岳山などの活動時に有効な機能を果してきた。
- 緊急時に検討すべきこととしては、関係機関との連絡、観測体制の調整、現地観測班の設置、会長コメントの作成、統一見解の作成などが考えられる。
- 統一見解の発表については、事前に各委員と連絡をとることを、引き続き十分配慮する必要がある。
これらの討議を踏まえ、次の事項がまとめられた。

＜火山噴火予知連絡会幹事会の運営について＞

火山噴火予知連絡会(以下連絡会という)には、連絡会運営要綱4(6)に基づいて幹事会が設置されているが、その運営については、下記によることとする。

1. 幹事会の任務

- 1) 火山噴火等の緊急事態が発生した場合に、必要な措置について検討する。
- 2) その他、連絡会の運営に必要な事項について検討する。
2. 幹事会は上記の措置及び検討の内容を連絡会において報告又は協議するものとする。
3. 幹事は連絡会会長が指名する。
4. 幹事会は連絡会会長が招集する。
5. 幹事の任期は連絡会委員の任期に同じとする。

II. 委員の任期について

主な意見には次の様なものがあった。

- 連絡会運営要綱4(3)によれば、学識経験者の委員は気象庁長官が依頼することになっている。したがって、この件は本日午後の連絡会で事務局が意向を発表すればよい。
- 長官が依頼するときに任期を記す。

- 現在の委員は任期が定まっていないので、新たに通知する必要がある。
任期の延長なので、会長の選挙をあらためて行なう必要はないと考えられる。
 - 次の委嘱手続きの際、委嘱期間に空白を生じないよう事務局は配慮されたい。
- 以上の様な討議を踏まえ、事務局は次のことを本日の連絡会に報告することとなった。

＜委員の任期に関する事務局の意向＞

学識経験者としての委員は運営要綱 4 (3) により、気象庁長官が依頼することとなっているが、任期については従来定まっていなかったため、事務局としては今後次の原則で依頼することとした。

1. 学識経験者としての委員の任期は 2 年とする（ただし下記 2 項を除く）。
補欠委員の任期は前任者の残期間とする。
2. 測地学審議会の地震火山部会長の職にある委員の任期は、同部会長の職が解けるまでとする。
3. 臨時委員については、委託任務の終了により解嘱する。
4. 今後、委員を依頼する場合は、任期を記して依頼する。

Ⅲ. その他

次の件について、本日の連絡会にはかることになった。

- 1) 時間節約のため、連絡会では「前回議事録」の朗読を省略する。事前に郵送しておき指摘のあった部分のみ討議・修正する。
- 2) 永田名誉顧問を会報の毎号の委員名簿のページに掲載する。
- 3) 会報の火山の掲載順について委員の意見を聞く。
- 4) 会報の中の図に、オリジナリティと責任の観点から、個人の著者名を記してよいこととする。報告の著者名については、従来通りとする。
- 5) 会報の刊行を早めるよう委員及び事務局は努力する。